広島県告示第四百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、東広島市安芸津町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があった日とする旨、東広島市長から届出があった。

平成十九年四月二十六日

広島県知事　藤　田　雄　山

上欄			下欄	
大字	字	地番	大字	字
風早	大芝	六五二の一二、六五二の一四、六五二の二一、六五二の三二五、六五二の三七七、六五二の三七九	風早	本谷
		六五二の三二八、六五二の三二九、六五二の三六一、六五二の三六七から六五二の三七六まで、六五二の三九六、六五二の四〇〇		鶴谷
		六五二の三三〇から六五二の三三五まで、六五二の三三七、六五二の三三九、六五二の三四一、六五二の三六六、六五二の三五一、六五二の三九二から六五二の三九五まで、六五二の三九九、六五二の四〇一		笹原
		六五二の三四三から六五二の三四八まで、六五二の三五二、六五二の三五三、六五二の三八七から六五二の三九一まで		榎
		六五二の三五〇、六五二の三五四から六五二の三六〇まで、六五二の三六二から六五二の三六五まで		己ノ越
	笹原	二六〇四の二、二六〇五の二、二六〇六の二、二六〇六の四		榎
	己ノ越	二六四一の二、二六四二の二、二六四二の三		